



2022 年 9 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 秋 田 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 新谷 明弘
(コード番号 8343 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員経営企画部長
芦田 晃輔
電 話 018-863-1212

「従業員持株会信託型 E S O P」の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行の従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型 ESOP」(以下、「本制度」といいます。)の導入について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 導入の目的

当行は、福利厚生の一環として、当行の持株会を活性化して当行従業員の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当行従業員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当行の中長期的な企業価値の向上をはかることを目的として本制度を導入するものです。

2 本制度の概要

当行は、「秋田銀行職員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する当行従業員を対象に本制度を導入いたします。

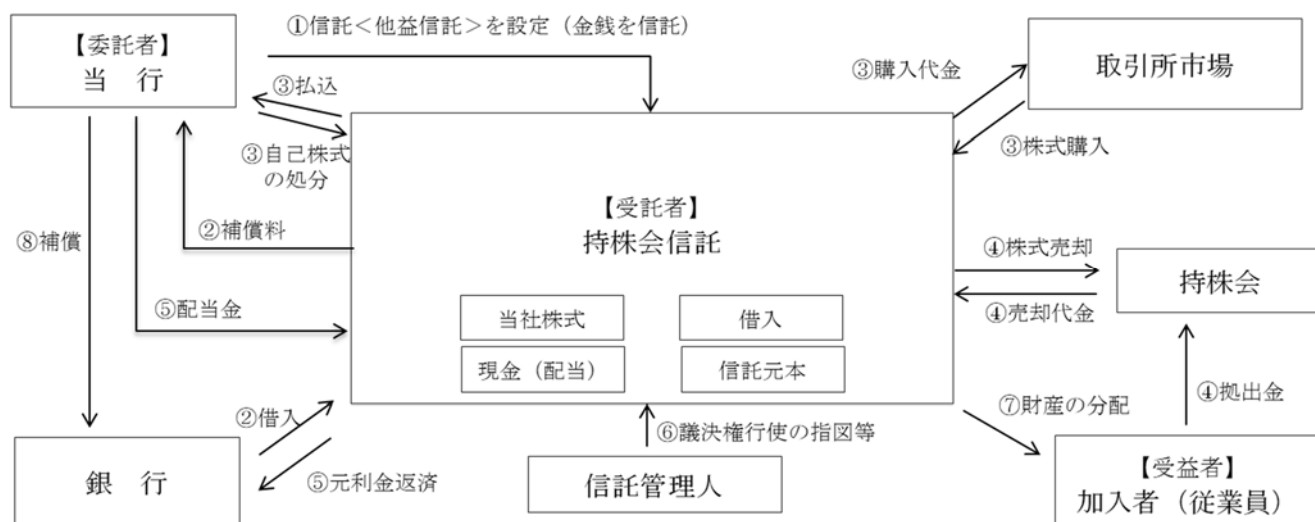
当行は、持株会に加入する当行従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託(他益信託)」(以下、「持株会信託」といいます。)を設定いたします。

持株会信託は、信託契約後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、借入により調達した資金で一括して取得いたします。なお、当行は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後は、持株会による当行株式の取得は持株会信託からの買付けにより行います。持株会による当行株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、信託終了の際に、これを受益者たる当行従業員に対して分配いたします。一方、当行株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、持株会に加入する当行従業員がその負担を負うことはありません。

なお、持株会信託の設定時期、期間、当行株式の取得内容(金額、取得方法)等の詳細が決定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

3 本制度の仕組み



- ① 当行は、持株会信託を設定します。
- ② 持株会信託は、銀行から当行株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当行、持株会信託及び銀行の三者間で、持株会信託の行う借入につき当行が銀行の損失を補償する内容の補償契約を締結します。補償契約の対価として、持株会信託は補償料を当行に支払います。
- ③ 持株会信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式の処分（第三者割当）による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 持株会信託は、信託期間を通じ、保有する株式を原則として毎月一定の日に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 持株会信託は、持株会への当行株式の売却により受け入れた株式売却代金及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元本・利息返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人が、議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦ 当行株式の売却により借入金を返済後、持株会信託内に残余財産がある場合には、受益者要件を充足する当行従業員に対し、信託期間内に拋出した金額に応じた分配金が交付されます。
- ⑧ 持株会信託内の残余財産を処分後に借入債務が残存する場合には、補償契約に基づき、当行が残存債務を支払います。

4 持株会信託の概要

- (1) 委託者 当行
- (2) 受託者 未定
- (3) 受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
- (4) 信託の種類 金銭信託（他益信託）
- (5) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な当行株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

以 上